

平成十三年厚生労働省令第百七十五号

確定拠出年金法施行規則

確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)及び確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、確定拠出年金法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始(第一条～第八条)

第二節 企業型年金加入者等(第九条～第十六条)

第三節 掛金(第十六条の二～第十七条の二)

第四節 運用(第十八条～第二十一条の二)

第五節 給付(第二十二条～第二十二条の三)

第六節 事業主の行為準則(第二十三条～第二十四条)

第七節 企業型年金の終了(第二十五条)

第八節 雜則(第二十六条～第三十一条の六)

第二章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始(第三十二条～第三十八条の二)

第二節 個人型年金加入者等(第三十九条～第五十六条の二)

第三節 掛金(第五十六条の三～第五十八条)

第四節 雜則(第五十九条～第六十二条)

第三章 個人別管理資産の移換(第六十三条～第六十七條)

第四章 雜則(第六十八条～第七十二条)

附則

第一章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

(連合会が行う業務)

第一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。)第一条第七項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 個人型年金加入者の資格の確認に係る業務
二 個人型年金加入者掛金(中小事業主(法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。以下同じ。)が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金)の限度額の管理に係る業務
(過半数代表者)

**第二条 法第三条第一項、第五条第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十条第一項並びに確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」といいう。)第六条第八号口に規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
二 過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。
三 前項第一号に該当する者がいない厚生年金適用事業所にあつては、前項第二号に該当する者とする。**

3 企業型年金を実施しようとする又は実施する厚生年金適用事業所の事業主は、過半数代表者が使用者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

第三条 法第三条第四項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一 様式第一号により作成した書類

二 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者(法第九条第二項第一号に該当する者を除く。以下この号、次項第四号、第六条第一項第一号口、第七条第一項第二号及び第五号並びに第二十五条第二号において同じ。)の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所における労働協約及び就業規則(賃金(臨時の賃金等及び退職手当を含む。)について別に規則を定めている場合にあつては、当該規則を含む。以下同じ。)

2 法第三条第一項第二号に該当する者を除く。以下この号、次項第四号、第六条第一項第一号口、第七条第一項第二号及び第五号並びに第二十五条第二号において同じ。)の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

3 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 企業型年金を実施しようとする事業所又は船舶の事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類

2 法第三条第一項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類

五 確定拠出年金運営管理機関の選任の理由についての書類(事業主が運営管理業務の全部を行なう場合を除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

3 法第三条第四項の申請は、二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあつては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

4 前項の場合にあつては、厚生労働大臣は、その申請をした代表に対し法第四条第二項の通知を行なうものとする。

5 法第三条第四項の申請は、二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあつては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

6 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

3 法第三条第四項の申請は、二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合は、企業型年金規約で定めた日(一定の年齢に達する日以後の日に限る。)にその資格喪失することを証する書類を添付するものとする。

2 法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。

(令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合)

3 法第三条第四項の申請は、二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合は、企業型年金規約で定めた日(一定の年齢に達する日以後の日に限る。)にその資格喪失することを証する書類を添付するものとする。

2 法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。

(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

3 法第三条第三項の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日(一定の年齢に達する日以後の日に限る。)にその資格喪失することを証する書類を添付するものとする。

2 法第三条第三項の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日(一定の年齢に達する日以後の日に限る。)にその資格喪失することを証する書類を添付するものとする。

1 年金たる老齢給付金

イ 約定の額の算定方法は、請求日（給付の支給を請求した日をいう。以下同じ。）において、受給者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであること。

ロ 紙付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。

給付の額（本及びチの規定により算定される額を除く。）は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、二十分の一に相当する額を下回らないものであること（請求日において、個人別管理資産（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）について、保険又は共済の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによつて運用の指図を行つてゐるものに係る給付の額を除く。二において同

支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して三月以内の月に限る）から起算して五年以上二十年以下であること。

日の属する月の末日における個人別管理資産額であること。

ことが団員となつた場合には、受給者がその支給を当該支給予定期間にわたつて受けることを申し出しができる旨を企業年金規約で定めた場合において、受給者が当該申出をしたときは、その額の算定方法は、イの規定にかかわらず、一回に限り変更することができるものであること。

への申出をした場合にあつては、給付の額は、口の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであり、かつ、口の規定に基づき算定した額を当該申出をした日の属する月の翌月以後の給付について変更するものであること。

翌月以後に支給するものの額は、当該最後の月の末日における個人別管理資産額であること。

会員が各々宣誓金の算定方法は、請求日において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであり、かつ、企業型年金規約で定めるところにより、一定の期間（五年以上）の期間に亘る。（二二二、受給権者の日出により更正（支給予定期間の変更）する二

とができるものである。属する月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に

基づいて算定されるものである。この
給付の額（本及び月の規定により算定される額を除く。）は、請求日の属する月又はへの
申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を
充当せば、かつ、二十分の一に目当する額と下回らぬ、よりどちらか二者（請求日において、固

起訴したが、二十分の一には相当する額を丁寧にいたるものである（請求日ににおいて個人管理資産について、保険又は共済の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済保険金の払込みによつて運用の指図を行つてゐるものに係る給付の額と余る。）。

支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して三ヶ月以内の月に限る。）から起算して五年以上二十年（受給権者がその受給権を取得した日において

六十歳未満である場合にあつては、二十年にその受給権を取得した日の属する月の翌月から受給権者が六十歳に達する月までの期間を加えた期間)以下であること。

一 個人別管理資産額が過少となつたことにより給付の支給を支給予定期間にわたつて受けける
一 時に受けいることを申し出ることができる旨を企業年金規約で定めた場合において受
給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした
日の属する月の末日における個人別管理資産額であること。

ことが困難となつた場合には、受給権者がその支給を当該支給予定期間にわたつて受けることとを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額の算定方法は、イの規定にかかわらず、変更することができるものであること。

ト
への申出をした場合には、給付の額は、口の規定にかかるらず、当該申出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであり、かつ、口の規定に基づき算定した額を当該申出をした月の翌月以後の給付について変更するものであること。

チ　支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合にあつては、当該月の翌月以後に支給するものの額は、当該最後の月の末日における個人別管理資産額であること。

令第五条第二号の一時金として支給されるものは、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該

イ
一時金たる老齢給付金は、次に掲げる基準に適合していること
給付の額は、請求日以後の企業年金規約で定める日（請求日から起算して三月を経過する
までの間に限る。）における個人別管理資産額（老齢給付金の一部を一時金とする場合
にあっては、当該個人別管理資産額に基づいて算定される額）であること。

口 老齢給付金の一部を一時金とする場合にあっては、その支給の請求は一回に限るものとし、かつ、その額は、請求日において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより算定したものであること。

一時金たる障害給付金 次に掲げる基準に適合していること。
イ 紹介の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日（請求日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額（障害給付金の一部を一時金とする場合

口 にあつては、当該個人別管理資産額に基づいて算定される額)であること。
障害給付金の一部を一時金とする場合にあつては、その支給の請求は一回に限るものと
し、かつ、その額は、請求日において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより算

定したものであること。
死亡一時金給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日（請求日から起算して三ヶ月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額であること。

企業別年金加入者掛金の額の変更の例外)
四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者掛け金の額の合計額が支第百二十条に規定する掛け金と年金二者による場合にかかる年金額と年金額との差額を算定する

の担当取扱客を起用することとなる場合においては、当該会員が担当取扱客を起用しないよう、

企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出する場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合

企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合

五 企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合
(企業型年金規約の閲覧)

第四条の三

企業型年金規約の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

二以上の事業主が一の企業型年金を実施する場合における法第四条第四項の企業型年金規約の開覽については、当該開覽の求めをした第一号等厚生年金被保険者を使用する事業主は、当該企業型年金規約の全部又は一部(当該事業主に係る部分に限る。)を開覽させることができるものとする。
(規約の軽微な変更等)

第五条

法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一 法第三条第三項第一号に掲げる事項

二 法第三条第三項第二号に掲げる事項

三 法第三条第三項第四号に掲げる事項(事業主から委託を受けた確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所の変更に限る。)

四 法第三条第三項第四号に掲げる事項(前号に掲げる事項を除く。)

五 法第三条第三項第五号に掲げる事項

六 法第三条第三項第九号に掲げる事項(支給予定期間及び企業型年金の給付の支払回数を提示している場合における当該支払回数の種類の追加に係る変更に限る。)

七 法第三条第三項第十一号に掲げる事項(企業型年金を実施する事業主が負担する事務費、企業型年金加入者等が負担する事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。)

八 資産管理契約の相手方

九 令第三条第一号に掲げる事項

十 令第三条第一号に掲げる事項

十一 令第三条第三号に掲げる事項

十二 令第三条第四号に掲げる事項

十三 令第三条第五号に掲げる事項

十四 令第三条第七号に掲げる事項

十五 令第三条第八号に掲げる事項(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の規定による個人別管理資産の移換に関する事項を除く。)

三十二条の三第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による個人別管理資産の移換に関する事項を除く。)

十七 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項

十八 法令の改正に伴う変更に係る事項(法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもの)のうち実質的な変更を伴うものを除く。)

十九 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 前項第一号に掲げる事項(事業主の増加及び減少に係る場合を除く。)

二 前項第二号に掲げる事項(実施事業所又は船舶の増加及び減少に係る場合を除く。)

三 前項第三号に掲げる事項

四 前項第五号に掲げる事項

五 前項第十四号に掲げる事項

六 前項第十五号に掲げる事項

七 前項第十六号に掲げる事項

八 前項第十七号に掲げる事項

九 前項第十八号に掲げる事項

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類(同条第三項ただし書の場合にあっては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。)

イ 様式第二号により作成した書類

ロ 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

四 法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託(同条第二項の規定による再委託を含む。)に関する事項の変更にあっては、当該委託に係る契約書

五 法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更にあっては、当該契約の契約書

六 実施事業所における労働協約及び就業規則の内容の変更に伴う企業型年金規約の変更の承認を申請するときは、変更後の労働協約及び就業規則(変更の内容を記載した書類を含む。)

七 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類(変更の内容を記載した書類を含む。)

八 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)、退職金共済(中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定に基づき個人別管理資産を独立行政法人勤労者退職金共済機構(第三十一条の四において「機構」という。)に移換する場合にあつては、法第五十四条の六に規定する合併等を実施したことを証する書類

九 確定拠出年金運営管理機関を変更する場合にあつては、変更後の確定拠出年金運営管理機関の選任の理由についての書類(事業主が運営管理業務の全部を行ふ場合を除く。)

一 前項の申請は、二以上の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあつては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

二 前項の場合にあつては、厚生労働大臣は、その申請をした代表に対し法第五条第四項において準用する法第四条第二項の通知を行うものとする。

三 前号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

四 前項の申請は、二以上の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあつては、その一を代表と

して定め、その代表が行うものとする。

五 前項の場合にあつては、厚生労働大臣は、その申請をした代表に対し法第五条第四項において準用する法第四条第二項の通知を行うものとする。

六 前項の申請は、二以上の事業主が、前条第一項の申請をするときは、同項第一号、

七 第三号、第五号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。

八 簡易企業型年金を実施しようとする事業主が、前条第一項の申請をするときは、実施する企業型年金が法第三条第五項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付するものとす

(規約の軽微な変更の届出)

第七条 法第六条第一項本文の企業型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、

同条第二項において準用する法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付

2

して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、法第六条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第五条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。

一 様式第三号により作成した書類

二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、様式第六号により作成した書類

三 事業主の増加に係る場合は、当該増加する事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類

四 実施事業所又は船舶の増加に係る場合は、当該増加する実施事業所又は船舶が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類

五 事業主又は実施事業所若しくは船舶の増加に係る場合は、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と事業主との間の協議の経緯を明らかにする書類

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第七条の二 法第六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第五条第一項第一号に掲げる事項（市町村（特別区を含む。次号において同じ。）の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

二 第五条第一項第二号に掲げる事項（市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

三 第五条第一項第三号に掲げる事項

四 第五条第一項第十八号に掲げる事項

(資産管理契約の要件)

第八条 法第八条第一項第一号に掲げる信託の契約について令第九条第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であつて、当該企業型年金の給付に充てることをその目的とする信託であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産があるものに限る。以下この条において同じ。）を受益者とするものであること。

二 信託会社（法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。）、信託業務を営む金融機関又は企業年金基金（第六号において「信託会社等」という。）が法第二十五条第三項の規定による企業型記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

三 当該契約に基づく信託財産に係る金銭の支払は、法第三十三条第三項、法第三十四条、法第三十七条第三項又は法第四十条の規定により当該企業型年金の給付を支給する場合に限り、行わるものであること。ただし、企業型年金規約に基づいて当該金銭の支払を企業型年金の実施に要する事務費に充てるときは、この限りでない。

四 事業主が事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）を信託金として払い込むものであること。

五 当該契約に係る信託財産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものである。

六 当該契約に係る信託が終了し、又は信託会社等の任務が終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について清算し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、速やかに、事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関に報告するものであること。

七 当該契約に係る信託が終了したときは、当該契約に係る信託財産を法第八条第四項の規定により定めた資産管理機関に移換するものであること。

八 法第八条第一項第二号から第四号までに掲げる生命保険、生命共済及び損害保険の契約について令第九条第二号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 企業型年金の給付に充てることをその目的とする契約であつて、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者を被保険者又は被共済者とするものであること。

二 生命保険会社、農業協同組合联合会又は損害保険会社が法第二十五条第三項の規定による企業型記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る払込保険料又は払込共済掛金に係る資産（以下この項において「払込保険料等資産」という。）を運用するものであること。

三 当該契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の企業型年金加入者等に対する金銭の支払は、法第三十三条第三項、法第三十四条、法第三十七条第三項又は法第四十条の規定により当該企業型年金の給付を支給する場合に限り、行われるものであること。

四 事業主が事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出するものであることは、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）を保険料又は共済掛金として払い込むものであること。

五 当該契約に係る払込保険料等資産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものであること。

六 当該契約が解除されたときは、当該契約に係る払込保険料等資産を法第八条第四項の規定により事業主が定めた資産管理機関に移換するものであること。

七 当該契約に係る払込保険料等資産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものであること。

八 当該契約が解除されたときは、当該契約に係る払込保険料等資産を法第八条第四項の規定により事業主が定めた資産管理機関に移換するものであること。

(第二節 企業型年金加入者等)

第九条 同時に一以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する場合の通知

一 事業主は、企業型年金加入者が法第十三条第一項の規定により当該事業主が実施する企業型年金を選択したときは、当該企業型年金加入者を使用する自己以外の事業主に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(加入者情報等の通知)

第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 企業型年金加入者の氏名、性別、住所、生年月日、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）、実施事業所に使用された年月日及び企業型年金加入者の資格を取得した年月日

二 実施事業所において確定給付企業年金を実施しているときは、その制度の内容及び実施年月日

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日

イ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

ロ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）

ハ 私立学校教職員共済制度の加入者

ニ 中小企業退職金共済契約等（中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約及び同条第五項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者

ホ 特定退職金共済契約（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項第一号に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者

ヘ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第二百五十五号）第二条第十一項に規定する被共済職員（以下「退職手当共済契約の被共済職員」という。）

ト 所得税法施行令第七十二条第三項第八号の外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者（以下「外国保険被保険者等」という。）

チ 実施事業所における退職手当制度が適用される
四 企業型年金規約において、令第十一條の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項を定めてい
るときは、その旨
2 事業主は、前項各号に掲げる事項を通知するときは、企業型年金規約を添付しなければなら
い。

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一條 事業主は、実施事業所において新たに確定給付企業年金を実施することとなつたとき
は、当該確定給付企業年金に係る厚生労働大臣の認可を受けた日から五日以内に、その旨及び確
定給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

2 事業主は、企業型年金加入者の氏名又は住所に変更があつたときは、当該事実があつた日から
五日以内に、変更後の氏名又は住所及び氏名又は住所を変更した年月日を企業型記録関連運営管
理機関に通知するものとする。

3 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第一項第三号イからハまでに掲げる者に該当するこ
ととなつたときは、該当することとなつた日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得し
た年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第一項第三号ニからチまでに掲げる者に該当するこ
ととなつたときは、速やかに、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管
理機関に通知するものとする。

5 事業主は、その使用する者が新たに企業型年金加入者の資格を取得したときは、その資格を取
得した日から五日以内に、前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を企業型記録関連運営管
理機関に通知するものとする。

6 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号イからハまでに掲げる者に該当しなくなつた
ときは、該当しなくなつた日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業
型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

7 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号ニからチまでに掲げる者に該当しなくなつた
ときは、速やかに、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に
通知するものとする。

8 事業主は、その使用する者が企業型年金加入者の資格を喪失したときは、その資格を喪失した
日から五日以内に、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。ただし
、次項に該当する場合は、この限りでない。

一 企業型年金加入者の資格を喪失した者の氏名、性別、住所及び生年月日

二 企業型年金加入者の資格を喪失した年月日

三 死亡により資格を喪失した場合にあっては、その旨

9 事業主は、企業型年金加入者が企業型年金運用指図者となつたときは、企業型年金運用指図者
となつた日から五日以内に、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとす
る。

一 企業型年金運用指図者の資格を取得した年月日

二 企業型年金運用指図者となつた事由

三 資産がある者に限る。)のうち、四十一歳以上のもの(第二号及び第十五条第一項第十三号にお
いて「特定企業型年金加入者等」という。)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三
十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみ
なす時金を含む。以下同じ。)の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型
記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 退職手当等の種類

二 特定企業型年金加入者等が退職手当等の支払を受けた年月日

三 退職所得控除額(所得税法第三十条第三項の退職所得控除額をいう。以下同じ。)
四 勤続期間(所得税法施行令第六十九条第一項第一号に規定する勤続期間をいう。以下同じ。)
11 事業主は、新たに前条第一項第四号に規定する場合に該当することとなつたときは、該当しな
くなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。
(老齢給付金の受給権の確認)

第十一條の二 事業主(記録関連業務を行う事業主に限る。以下この項及び次項において同じ。)
に使用される者が新たに企業型年金加入者の資格を取得した場合又は企業型記録関連運営管理機
関が第十条第一項又は前条第五項の通知を受けた場合であつて、当該事業主に使用される者又は
当該通知に係る企業型年金加入者がその資格を取得した日において六十歳以上であるときは、當
該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関は、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理
機関以外の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型年金加入者に係る老齢給付金の裁
定に関する情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定による情報の提供を求められた企業型記録関連運営管理機関等は、当該情報の提供
を求める事業主又は企業型記録関連運営管理機関に対し、当該情報の提供を行うものとする。

3 前項の規定による情報の提供を受けた企業型記録関連運営管理機関は、当該情報を当該企業型
年金加入者を使用する事業主に通知するものとする。

(同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の申出)
第十二条 企業型年金加入者は、同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有す
ることとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該企業型年金加入者
が加入する企業型年金を実施する事業主(以下この条において「加入事業主」という。)に提出
するものとする。

2 前項の規定による情報の提供を求められた企業型記録関連運営管理機関等は、当該情報の提供
を求める事業主又は企業型記録関連運営管理機関に対し、当該情報の提供を行うものとする。

3 前項の規定による情報の提供を受けた企業型記録関連運営管理機関は、当該情報を当該企業型
年金加入者を使用する事業主に通知するものとする。

2 二 企業型年金加入者を使用する事業主(当該申出書の提出先である事業主を除く。)の名称及
び住所

三 二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有することとなつた年月日

2 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する厚生年金適用事
業所以外の厚生年金適用事業所(以下この条において「加入外事業所」という。)のいずれかに
使用されなくなつたとき又は加入外事業所の事業主が実施する企業型年金の企業型年金加入者と
なる資格を有しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を加入事業主に
提出するものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 加入外事業所の事業主の名称及び住所

三 加入外事業所に使用されなくなつた年月日又は加入外事業所の企業型年金の企業型年金加入
者となる資格を有しなくなつた年月日

3 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者の資格を喪失したとき(加入外事業所の事業主が
実施する企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する場合に限る。)は、速やかに、次に
掲げる事項を記載した申出書を加入外事業所の事業主に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 加入事業主の名称及び住所

三 当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日

4 前項の申出書には、当該企業型年金加入者がその資格を喪失したことについての加入事業主の
証明書を添付しなければならない。
(他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出)
第十二条の二 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業
主(以下この条において「企業型年金加入事業主」という。)以外の事業主(以下「他制度加入
事業主」という。)に使用される場合であつて、他制度加入事業主に使用される者として令第十

- 第一条 第一号イからハまでに掲げる者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。
- 一 氏名、性別、住所及び生年月日
 - 二 当該他制度加入事業主の名称及び住所
 - 三 当該他制度加入事業主に使用される者として令第十二条第一号イからハまでに掲げる者に該当することとなつた年月日
 - 2 企業型年金加入者は、他制度加入事業主（当該企業型年金加入者が、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十二条第一号イからハまでに掲げる者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。）のいずれかに使用されなくなつたとき又は他制度加入事業主に使用される者として令第十二条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。
 - 一 氏名、性別、住所及び生年月日
 - 二 当該他制度加入事業主の名称及び住所
 - 三 当該他制度加入事業主に使用されなくなつた年月日又は当該他制度加入事業主に使用される者として令第十二条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなつた年月日
- (企業型年金加入者の申出)**
- 1 企業型年金加入者は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第二条第三項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）であるときは、その旨及び小規模企業共済契約者となつた年月日を、当該企業型年金加入者が資格を取得した日から十四日以内に、企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。
 - 2 企業型年金加入者は、新たに小規模企業共済契約者となつたときは、小規模企業共済契約者となつた日から十四日以内に、その旨及び小規模企業共済契約者となつた年月日を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。
 - 3 企業型年金加入者（小規模企業共済契約者であつて、四十一歳以上のものに限る。）は、小規模企業共済法第九条第一項に規定する共済金又は同法第十二条第一項に規定する解約手当金の支給を受けたときは、それらの支給を受けた日から十四日以内に、その旨及び次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。
- 一 支給を受けた年月日
 - 二 退職所得控除額
- 三 勤続期間**
- (法第十二条の厚生労働省令で定める場合)**
- 13 条の二 法第十二条の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、一定の年齢に達したときに企業型年金加入者がその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該年齢に達することにより当該資格を喪失したときとする。
 - 2 第十三条第三項の規定は、企業型年金運用指図者について準用する。
- (企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)**
- 15 条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。
 - 一 企業型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 企業型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日
 - 三 法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格のことがあるときは、当該企業型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項

- の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項
- 四 過去に拠出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第十二条の二第三項に規定する拠出区分期間。第二十二条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。）ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称**
- 五 企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容（運用の指図の変更の内容を含む。）及び当該運用の指図を行つた年月日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた年月日）**
- 六 法第二十七条第一項の規定により企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額**
- 七 次に掲げる期間の月数**
- 八 企業型年金加入者期間**
- 九 法第四十一条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者等が死亡一時金を受ける者を指定したときは、その指定した者の氏名、性別、住所、生年月日及び企業型年金加入者等との関係**
- 十 企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日**
- 十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるときは又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項**
- 十二 企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等があつた者が、第十条第一項第三号に掲げる三十一条の三第一項の規定により確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行つたことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行つた年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項**
- 十三 特定企業型年金加入者等が退職手当等の支払を受けたことがあるとき（当該特定企業型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項**
- 取得及び喪失の年月日

イ 退職手当等の種類
ロ 退職手当等の支払を受けた年月日
ハ 退職所得控除額
ニ 勤続期間

十四 第二十二条の二第六項の規定により提供された記録の内容

十五 第六十九条の二第四項の規定により提供された記録の内容

十六 第七十一条第四項の規定により提供された記録の内容

二 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各

号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿（以下この条において「企業型年金加入者等原簿」という。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に

掲げる事項についてはこの限りでない。

一 企業型年金加入者等がその個人別管理資産を他の企業型年金に係る資産管理機関又は連合会

に移換した場合、移換先のその者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等に前

項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

二 企業型記録関連運営管理機関等が他の確定拠出年金運営管理機関等に記録関連業務を承継し

た場合、承継した確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き

渡した日から起算して十年を経過した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合、企業型年金加入者等に係る法第二十九条の給付を受ける権

利が消滅した日から起算して十年（老齢給付金の裁定に関する事項にあっては、十五年）を経

過した日

四 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第

五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日）から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合

の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

六 前項の規定は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号の二に掲げる事

項の保存について準用する。この場合において、前項中「行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）」とあるのは、「行つたものとみなされた日」と読み替えるもの

とする。

五 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿については、企業型年金加入者等

の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによって保存及び引

渡しを行うことができるものとする。

6 企業型年金加入者等原簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして備え置かれるときは、当該

記録の備置きをもつて法第十八条第一項の書類の備置きに代えることができる。この場合において、企業型記録関連運営管理機関等は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。（記録のみ有する者に係る記録の管理）

第十五条の一 次に掲げる者であつて乙企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなつた者（法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により乙企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の連絡先）の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規

定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなつた場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する記録は、当該記録のみ有する者が、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者等であつた者

二 個人型年金の個人型年金加入者等であつた者

三 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者（個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。以下「連合会移換者」という。）

四 甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により同項各号に掲げる者に係る前項第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項の記録が甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等で管理されることとなつたときは、その旨を当該記録のみ有する者に通知しなければならない。

一 第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行う場合、乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二 第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行う場合、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨）

三 第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行う場合、連合会移換者である旨

四 第一項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関又は個人型特定運営管理機関（連合会が運営管理業務を委託した確定拠出年金運営管理機関であつて、令第四十六条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したもの）をいう。以下同じ。）は、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示があつたときは、速やかに、当該資格を取得した者の前項第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

五 企業型年金を実施する事業主は、第一項の記録の管理に関する事項について、その実施する企

業型年金の企業型年金加入者に説明しなければならない。

六 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、第四項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。（加入者等への通知）

第十六条 事業主は、その使用する者が企業型年金加入者の資格を取得したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

一 企業型年金規約の内容

二 企業型年金加入者の資格を取得した年月日

三 当該企業型年金加入者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等の名称及びその連絡先

四 当該企業型年金加入者に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等の名称及びその連絡先

五 事業主は、企業型年金加入者が企業型年金運用指図になつたときは、速やかに、その旨及び企業型年金運用指図者となつた年月日を当該企業型年金運用指図者となつた者に通知しなければならない。

第三節 掛金

(納付期限日を延長できる場合等)

第十六条の二 令第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日(令第六条第五号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第一項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他を得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第十二条の三第一項に規定する納付期限日を(令第六条第六号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第二項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他を得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める日であることをとする。

3 令第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日(令第六条第六号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第二項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他を得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める日であることをとする。

4 令第十二条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日まで(納付期限日の延長に関する通知)

第十六条の三 事業主は、令第十二条の三第一項の規定により事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。

2 事業主は、令第十二条の三第二項の規定により企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金(事業主掛金の額の通知)

第十七条 法第二十一条第二項の事業主掛金の額の企業型記録関連運営管理機関への通知は、事業主が事業主掛金を資産管理機関に納付する日までに行うものとする。

第十七条の二 前条の規定は、企業型年金加入者掛金の額の企業型記録関連運営管理機関への通知について準用する。この場合において、同条中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条の二第二項」と、「事業主掛金」とあるのは「企業型年金加入者掛金」と読み替えるものとする。

第四節 運用

(令第十五条第一項の表の一の項の運用の方法)

第十八条 令第十五条第一項の表の一の項イからニまでの厚生労働省令で定める事項は、預入の相手方、預金又は時金の種類及び預入期間とする。

(令第十五条第一項の表の一の項の運用の方法)

第十八条の二 令第十五条第一項の表の一の項イ、ロ及びニの厚生労働省令で定める事項は、信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間とする。

(令第十五条第一項の表の一の項の運用の方法)

3 令第十五条第一項の表の一の項ハの厚生労働省令で定める事項は、信託の契約の相手方及び信託法(平成十六年法律第百五十四号)第二十六条第一項第六号の信託財産の管理又は処分の方針(前項の将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。)とする。(令第十五条第一項の表の一の項の運用の方法)

第十八条の三 令第十五条第一項の表の三の項ルの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 十二の受益証券を一の取引の単位とし、各受益証券についての投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第四条第二項第十号に掲げる信託の計算期間の終了

日が継続した十二月間の各月に順次到来するものについては、同法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)第八条第二号イに定める資産運用の基本方針(以下「運用の基本方針」という。)

二 前号に掲げるもの以外のものについては、令第十五条第一項の表の三の項ヌに規定する国際証券コード

3 令第十五条第一項の表の三の項ヲ及びノの厚生労働省令で定める事項は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者及び運用の基本方針(前項の将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。)とする。

4 令第十五条第一項の表の四の項の運用の方法)

5 令第十五条第一項の表の三の項ヲ及びノの厚生労働省令で定める部分は、付加保険料(保険料のうち純保険料以外のものをいう。)(保険業法(平成七年法律第百五号))第百六十六条第一項の規定により責任準備金として積み立てないものに限る。)に相当する部分であつて、各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の三以下であるものとする。

6 令第十五条第一項の表の四の項イの厚生労働省令で定める事項は、生命保険の契約の相手方、保険業法第四条第二項第三号に規定する普通保険約款(以下「普通保険約款」という。)、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定期率(生命保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。)が継続して適用される期間及び令第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる金額の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無とする。

7 若しくは水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十五条の二に規定する共済規程並びに当該普通保険約款又は共済規程に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成とする。

8 令第十五条第一項の表の四の項ハの厚生労働省令で定める事項は、生命保険又は生命共済の契約の相手方、普通保険約款又は農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十二条の十七若しくは水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十五条の二に規定する共済規程並びに当該普通保険約款又は共済規程に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成とする。

9 令第十五条第一項の表の四の項ハの厚生労働省令で定める事項は、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう同項ハの将来の一定の時期を複数設定するものであることをとする。

10 令第十五条第一項の表の四の項ハの厚生労働省令で定める事項は、生命保険又は生命共済の契約の相手方及び保険業法施行規則第二百三十四条の二第一項第四号ロの資産の運用方針(前項の将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。)とする。

(令第十五条第一項の表の五の項の運用の方法)

11 令第十五条第一項の表の五の項イの厚生労働省令で定める部分は、各企業型年金加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第七十条第一項第一号ロに規定する未経過保険料及び同項第三号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分であつて、各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の三以下であるものとする。

12 令第十五条第一項の表の五の項イの運用の方法は、当該運用の方法を選択して運用の指図を行つてある受給者が法第二十八条の給付の請求をしたときに、当該運用の方法に係る個人別管理資産の全額を当該受給者に対し、時金(法第三十五条第二項又は第三十八条第二項に規定する一時金をいう。)として支給することができるものでなければならない。

- 3 令第十五条第一項の表の五の項イの厚生労働省令で定める事項は、損害保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定期率（損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。）が継続して適用される期間及び令第一項第二号ロ（4）に掲げる金額の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無とする。
- 4 令第十五条第一項の表の五の項ロの厚生労働省令で定める事項は、損害保険の契約の相手方、普通保険約款並びに当該普通保険約款に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成とする。
- 5 令第十五条第一項の表の五の項ハの厚生労働省令で定める基準は、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう同項ハの将来の一定の時期を複数設定するものであることとする。
- 6 令第十五条第一項の表の五の項ハの厚生労働省令で定める事項は、損害保険の契約の相手方及び保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項第四号ロの資産の運用方針（前項の将来の一一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）とする。
- 第十九条** 法第二十三条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、高齢期における所得の確保のために、長期的な観点から、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 運用の方法に係る物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価格の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。
- 二 当該運用の方法による運用から生ずると見込まれる収益（当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他のこれらに類する費用を控除したもの）について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること。
- 三 第一号の損失の可能性が、前号の見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。
- 四 当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、第二号の見込まれる収益に照らし、過大でないこと。
- （指定運用方法の選定過程）**
- 第十九条の二** 法第二十三条の二の規定に基づき企業型運用関連運営管理機関が指定運用方法を選定しようとする場合にあっては、企業型運用関連運営管理機関は、事業主に対し、指定運用方法の選定に際して必要な情報の提供を求めることができる。
- 2 事業主は、前項の場合において、指定運用方法の選定に際して必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- （運用の方法の公表）
- 第十九条の三** 企業型運用関連運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により提示する運用の方法（令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き、法第二十条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあっては、当該指定運用方法を含む。）に係る第二十条第一項各号に掲げる情報（法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあっては、第二十条第二項第一号及び第二号に掲げる情報を含む。）を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
- 2 前項の規定による公表は、第二十条第一項第四号に掲げる情報（法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあっては、第二十条第二項第二号に掲げる情報を含む。）を一覧できるよう取りまとめて記載しなければならない。
- 3 企業型運用関連運営管理機関は、少なくとも毎年一回、第一項の規定により公表した情報に変更がある場合には、変更後の情報を公表するものとする。（運用の方法等に係る情報の提供）
- 第二十条** 法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。

- 1 一 運用の方法の内容（次に掲げるものを含む。）に関する情報
イ 利益の見込み（利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨）及び損失の可能性に関する事項
ロ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
- 2 ハ 運用の方法に係る利息、配当その他の利益の分配方法に関する事項
イ 当該運用の方法を企業型年金加入者等に提示した日の属する月の前月の末日から起算して過去十年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合にあっては、当該期間）における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
- 3 二 令第一条第一号の持分の計算方法
四 企業型年金加入者等が運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
- 五 次のイからニまでに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる情報
イ 預貯金の預入　預金保険制度（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の規定に基づき預金保険機構が実施する制度をいう。）又は農水産業協同組合貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の規定に基づき農水産業協同組合貯金保険機構が実施する制度をいう。）（以下この条において「預金保険制度等」という。）の対象となつているか否かについての情報（預金保険制度等の対象となつている場合にあっては、企業型年金加入者等が受けた保護の内容を含む。）
ロ 金融債（特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。）の売買　預金保険制度等の対象となつてゐるか否かについての情報（預金保険制度等の対象となつていてる場合にあっては、企業型年金加入者等が受けた保護の内容を含む。）
ハ 金銭信託（貸付信託を含む。）の預入　預金保険制度等の対象となつているか否かについての情報（預金保険制度等の対象となつていてる場合にあっては、企業型年金加入者等が受けた保護の内容を含む。）
- 二 生命保険又は損害保険への保険料の払込み　保険契約者保護機構（保険業法第二百五十九条の保険契約者保護機構をいう。以下この号において同じ。）による保護の対象となつてゐるか否かについての情報（保険契約者保護機構による保護の対象となつていてる場合にあっては、企業型年金加入者等が受けた保護の内容を含む。）
- 六 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第四条第一項に規定する重要な事項に関する情報
- 七 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行つたものとみなされた場合において、その前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行つたために必要な情報
- 2 法第二十四条の二第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項
- 3 二 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされた場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
- 三 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図についての情報
- 4 四 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされた場合において、その運用から生ずる利益及び損失については、当該運用の指図を行つたものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が責任を負うものである旨
- 五 法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者が指定運用方法の内容を把握するために必要な情報
- 3 企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、第一項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他の必要に応じ企業型年金加入者等に提供しなければならない。

次に掲げる者が、第一項又は第二項の規定による情報の提供を行ふ場合は、企業型年金加入者等に対し、書面の交付その他の適切な方法により、法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘の関する事務を行う者（次号において「営業職員」という。）

二 営業職員以外の職員（営業職員が当該情報の提供に同席する場合に限る。）

三 企業型運用関連運営管理機関等は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条、保険業法第一百十一条その他の法令の規定により公衆の総覽に供している金融機関（当該企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に提示した運用の方法に係る契約の相手方である金融機関に限る。）の業務及び財産の状況に関する説明書類を、企業型運用関連運営管理機関等の営業所（事業主が運用関連業務を行う場合にあっては、当該事業主の主たる事業所）に備え置き、企業型年金加入者等の総覽に供しなければならない。

四 前項の説明書類の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて前項の説明書類の備置きに代えることができる。

（運用の方法の除外）

第二十条の二 法第二十六条第一条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とす
る。

一 運用の方法が信託約款に基づいて終了して償還されたこと。

二 運用の方法が令第十五条第一項の表の三の項ワ、カ、ナ又はヲに掲げる方法である場合にあ
つては、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人を
いう。）が同法第二百六十六条の規定により同法第八十七条の登録の取消しを受けたこと。

三 運用の方法に係る契約の相手方について破産手続開始の決定があつたこと。

四 運用の方法が令第十五条第一項の表の三の項ヌ、ル、ヲ、ナ、ヰ又はノに掲げる方法である
場合にあつては、当該受益証券が投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第
一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）の規定により信託契約期間を変
更して償還されたこと。

（運用の方法の除外に係る公告）

第二十条の三 法第二十六条第四項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用そ
の他の適切な方法により行うものとする。
(加入者等への通知事項等)

第二十一条 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企業型記録関連運営管理機関等が法第二十七条第一項の規定により通知する日として企業型年金規約で定める一定の期日（以下この条において「今期日」という。）における個人別管理資産額

（以下この条において「前期日」という。）における個人別管理資産額

二 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

三 企業型記録関連運営管理機関等が法第二十七条第一項の規定により行つた前回の通知の期日

（以下この条において「前期日」という。）における個人別管理資産額

四 前期日から今期日までに拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の
額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五 過去に拠出された事業主掛金及び企業型年金加入者掛け金の額並びにこれらの総額

六 前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行つた場合は、当該変更の内容

七 前期日から今期日までの間に企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その
他の費用の内容及びそれを負担した年月日

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若し
くは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の
二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行
われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、
移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十 第十五条第一項第二号及び第三号（他の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取
得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに今期日における法第三十三条第一項の通算加入者等期間（当該企業型記録関連運営管理機関等が行う記録閲
連業務に係る部分に限る。）

十一 法第二十五条第一項の規定による運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合
にあつては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並び
に同項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨

十二 指定運用方法が提示されている場合にあつては、法第二十五条の二第二項の事項及び当該
指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされた場合に当該運用の指図
を行つたものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者がその運用から
生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨

十三 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされている場合にあつて
は、当該運用の指図を行つたものとみなされた年月日、法第二十五条第一項の規定により運用
の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る第一号に掲げる額に、
指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

十四 法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを
電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又は
ロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回
線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき
事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備
えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識するこ
とができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
をいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知す
べき事項を記録したものを作成する方法

三 書面を交付する方法

四 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、企業型年金加入者等がファイルへの記録を出力するこ
とにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

（企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等）

五 前項第一号に規定する他制度加入者に該当する場合には、その旨

六 合第十一号第一号に規定する他制度加入者に該当する場合には、その旨

七 令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者に該当する場合には、その旨

八 前項に掲げる事項を考慮して算定した企業型年金加入者が拠出することができる見込み

九 前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛け金の拠出に資する情報

十 法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める方法は、企業型記録関連運営管理機関等の使用に
係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて企業型年

第七節 企業型年金の終了

(企業型年金の終了の承認の申請)

第二十五条 法第四十六条第一項の規定による企業型年金の終了の承認の申請は、企業型年金の終了の理由を記載した申請書に、同項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 様式第四号により作成した書類
二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

第八節 雜則
(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 法第十八条第二項の規定により閲覧の請求又は照会に文書により回答した書面

二 法第二十五条第三項の規定により資産管理機関に通知した運用の指図の内容を記録した書面

三 法第二十九条第二項の規定により資産管理機関に通知した内容を記録した書面

四 法第八十条第四項又は第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面

五 確定給付企業年金法第八十二条の三第四項又は第九十一条の二十八第四項の規定により脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

六 第二十二条の二第六項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

七 第六十九条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八 第七十一条第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

2 運用関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 法第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

二 法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示した場合にあっては、企業型年金加入者に提示した指定運用方法の内容及びその選定した理由を記録した書面

三 法第二十四条の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法に係る情報の提供の内容を記録した書面

二の二 法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示した場合にあっては、法第二十四条の二の規定により企業型年金加入者に提示した指定運用方法に係る情報の提供の内容を記録した書面

三 法第二十六条の規定により提示運用方法から運用の方法を除外した場合にあっては、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外した運用の方法について運用の指図を行っていた企業型年金加入者等（所在が明らかでない者を除く。）の三分の二以上の同意を得たことについての書面

3 事業主（運営管理業務を行う者である場合に限る。次項において同じ。）は、前二項に掲げる帳簿書類を企業型年金加入者等ごとに作成し、企業型年金加入者等がその資格を喪失し、又は自ら行う運営管理業務の全部を他の確定拠出年金運営管理機関に引き渡した日から起算して少なくとも五年間これを保存しなければならない。

4 事業主は、第一項及び第二項に掲げる帳簿書類については、企業型年金加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによって保存を行うことができるものとする。
第二十七条 事業主は、法第五十条の規定により、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。
(事業主報告書の提出)

一 企業型年金規約に係る承認番号

二 厚生年金適用事業所の名称

三 事業年度

四 企業型年金加入者等の状況
五 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況

六 収還資産額の状況

七 個別管理資産の状況

八 指定運用方法の状況

九 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況

2 第一項の報告書の提出は、企業型記録関連運営管理機関を通じて行うものとする。ただし、事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

三 (立入検査等の場合の証票)

第二十八条 法第五十五条第二項の規定によつて当該職員が携帯すべき証票は、様式第九号による。

(令第二十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める場合)

第二十九条 令第二十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める場合は、同号に規定する移行日のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 令第二十二条第一項第一号又は第二号に掲げる資産の移換を受ける場合（確定給付企業年金の規定に基づき確定給付企業年金の給付の算定の基礎としない期間を除く。）

二 令第二十二条第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合（中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となつた期間（これらの解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額、同法第三十一条の三第六項において読み替えて準用する同条第一項の申出の移換に係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項において読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これら

三 令第二十二条第一項第五号に掲げる資産の移換を受ける場合（企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前二号に掲げる期間を除く。）

二 令第二十四条第二項において準用する同条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。)

一 確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する
脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）の移換を受ける場合 確定給付企業年
金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間（前項に掲げる期間を除く。）

二 積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合
同法第九十五条の十九第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退
一時金相当額の算定の基礎となつた期間、同法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企
業年金の加入者期間又は法第五十四条の五第二項の規定により企業年金連合会に移換された個
人別管理資産の算定の基礎となつた期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

（脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二 令第二十五条第一項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資
格を取得した後に脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について説明するときは、法第
五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間及び当
該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続その他の脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する
必要な事項を説明しなければならない。

2 令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失し
た者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に個人別管理
資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 法第五十四条の四第二項又は第五十四条の五第二項の規定により個人別管理資産を移換する
ことができることその他個人別管理資産の移換に関する判断に資する必要な事項

二 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができる
ことその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項

3 前項第二号に規定する事項の説明は、事業主が実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した
者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者が中小企業退職
金共済法第三十一条の三第三項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場
合に限り行うものとする。

（他の制度からの資産移換の通知）

第三十一条 令第二十六条の企業年金基金（解散した企業年金基金を含む。）及び実施事業所の事
業主が法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行う際に行う通知は、令第
二十二条第二項各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。

（確定給付企業年金の加入者となつた者等の個人別管理資産の移換の申出）

第三十二条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資產
の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記
録閲連運営管理機関等は、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項
に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に対し、当該企業型年金の企業型年金加入者
であつた者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換
の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録
媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとす
る。一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 個人別管理資産の額、その算定の基礎となつた期間並びに当該期間の開始月及び終了月
三 企業型年金加入者である者が負担した掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合
計額に相当する額

四 企業型年金加入者の資格の喪失の年月日

五 当該企業型年金を実施している事業主又は実施していた事業主の名称
(確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済への個人別管理資産の移換に係る申出方法等)

第三十二条の三 法第五十四条の四第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であつた者
(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が企業型年金の資産管理機関に対し個人
別管理資産がある者に限る。)が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産がある者に限
る。)が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産がある者に限る。)

管理資産の移換の申出を行う場合、法第五十四条の五第一項の規定により企業型年金の企業型年
金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、企業型年金運用指団者
(法第十五条第一項第一号に掲げる者に限る。)を除く。）が企業型年金の資産管理機関に対し個
人別管理資産の移換の申出を行う場合又は法第五十四条の六の規定により事業主が企業型年金の
資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型記録閲連運営管理機関
等を通じて行うものとする。

2 令第二十六条の二の規定により資産管理機関が企業年金連合会に対し行う通知は、企業型記録
閲連運営管理機関等を経由して行うものとする。

第三十三条の四 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により事業主が機構に対し個
人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型年金の企業型記録閲連運営管理機関等から當
該申出に關し必要な情報の提供を受けて行うものとする。

2 業企型記録閲連運営管理機関等は、前項の規定により情報の提供を行つた後に、中小企業退職
金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）、第六十九条の九第二項の規定による企業
型年金の資産管理機関への個人別管理資産の総額を機構が指定する預金口座へ振り込む旨の指示
があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関に対して、速やかに、個人別管理資産の移換の
指示を行ふものとする。

（法第五十四条の六の厚生労働省令で定める行為）

第三十三条の五 法第五十四条の六の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項に規定する退職金共済契約の
当事者である事業主（以下この条において「共済契約者」という。）でない場合 次のイから
へまでに定める行為

イ 共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする
者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第五十四条の六
の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下こ
の号において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定す
る吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）
ロ 共済契約者の会社法第二条第二十八号に規定する新設合併（同法以外の法令に基づく新
設合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割（同法以外の法令に基づく吸収分割に相当す
る行為を含む。以下この条において同じ。）により、当該実施事業所の事業主が、共済契約
者にその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

ニ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、共済契
約者からその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

ホ 共済契約者と共同して行う会社法第一条第三十号に規定する新設分割（同法以外の法令に
基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ヘ 共済契約者と会社法第四百六十九条第一項に規定する事業譲渡等（同法以外の法令に基
づく事業譲渡等に相当する行為を含み、当該実施事業所の事業主に使用される企業型年金加入
者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定す
る被共済者をいう。）に係る労働契約に關する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号
において同じ。）に係る契約を締結するもの

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号
において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項
の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」とい
う。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、
法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする

者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。)との会社法第二条第二項二十七号に規定する吸収合併口 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第二条第一十八号に規定する新設合併ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継せるもの二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するものホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの(退職金共済契約の被共済者となつた者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等)

第三十一条の六 令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となつた者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の六に規定する合併等を行つた日から起算して一年を経過する日(次項において「申出期限日」という。)までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

第二章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

(規約の承認の申請)

第三十二条 法第五十五条第一項の規定による個人型年金に係る規約の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 承認を受けようとする個人型年金に係る規約二 法第六十条第一項の規定による委託に係る契約に関する書類

三 法第六十一条第一項第三号又は第四号に掲げる事務の委託に係る契約に関する書類

四 個人型年金規約策定委員会の会議録

五 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類(個人型年金の給付の額の算定方法の基準)

第三十三条 第四条の規定は、個人型年金に係る年金又は一時金として支給されるものの算定方法について準用する。この場合において、同条中「企業型年金規約」とあるのは、「個人型年金規約」と、「当該企業型年金」とあるのは、「当該個人型年金」と読み替えるものとする。(自動公衆送信による公告の方法)

第三十三条の二 令第三十条の規定による自動公衆送信による公告は、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。(規約の軽微な変更)

第三十四条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第五十五条第二項第一号又は第二号に掲げる事項(連合会の名称を除く。)

二 令第二十七条第三号、第六号、第九号又は第十号に掲げる事項(同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。)

(規約の変更の承認の申請)

第三十五条 法第五十七条第一項の個人型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。)との会社法第二条第二項二十七号に規定する吸収合併

口 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第二条第一十八号に規定する新設合併ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継せるもの二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するものホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの(退職金共済契約の被共済者となつた者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等)

第三十一条の六 令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となつた者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の六に規定する合併等を行つた日から起算して一年を経過する日(次項において「申出期限日」という。)までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 1 個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の収納又は還付に関する事務
- 2 個人型記録関連運営管理機関からの運用の指図に基づき、各運用の方法に係る契約の相手方である金融機関との間で締結する各運用の方法に係る契約に関する事務
- 3 給付(脱退一時金を含む。)の支給に関する事務
- 4 資産管理機関、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等又は企業年金連合会との間の個人別管理資産の移換に関する事務
- 5 法第七十三条において準用する法第二十二条の措置に関する事務(確定拠出年金運営管理機関に委託する場合にあつては、第四十五条第一項の規定による届出の受理に関する事務を除く。)
- 6 この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務(確定拠出年金運営管理機関に委託する場合にあつては、第四十五条第一項の規定による届出の受理に関する事務を除く。)

七 脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に係る書面又は電磁的記録の受理に関する事務

2 法第六十一条第二項の厚生労働省令で定める事務は、前項各号に掲げる事務とする。

第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 1 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないよう当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げる場合
- 2 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は当該中小事業主掛金の額が引き下げる場合において、当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三 灾害その他の理由により中小事業主掛金の額が零に変更された場合

四 前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額が零から変更された場合(中小事業主掛金の額の変更の例外)

第三十八条の二 令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 1 灾害その他の理由により中小事業主掛金の額を零に変更する場合
- 2 前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額を零から変更する場合

第二節 個人型年金加入者の申出

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによつて行うものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 令第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間（同号ロに掲げる方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第三項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額
- 三 個人型年金加入者等であったことがある者であつて、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名
- 四 法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
- イ 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛け金の額
- ロ 国民年金法第八十七条の二第一項の保険料（以下「付加保険料」という。）を納付する者として日本年金機構（以下「機構」という。）に申し出た場合にあつては、その旨
- 五 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
- イ 申出者が使用される事業主の名称、住所及び連絡先
- ロ 掛金納付の方法（個人型年金加入者が自ら連合会に納付するか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。以下同じ。）
- ハ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第一項各号に該当しない旨
- 六 法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
- イ 第四号イ及びロに掲げる事項
- ロ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨
- 七 前各号に掲げるものほか、個人型年金規約で定める事項
- 八 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。
- 九 個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあつては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）
- 二 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書
- 三 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあつては、申出者に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第三条第一項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無についての事業主の証明書
- 六 申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）第六条に規定する事業主を使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書
- 七 申出者が次に掲げる者の資格を有するかどうか（申出者が次に掲げる者の資格を有するときは、当該資格を取得した年月日を含む。）についての事業主の証明書
- 八 中小企業退職金共済契約等の被共済者
- 九 特定退職金共済契約の被共済者

- ハ 退職手当共済契約の被共済職員
- ニ 外国保険被保険者等
- ホ 申出者が使用される厚生年金適用事業所において実施されている退職手当制度が適用される者
- 八 国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢以上の者にあつては、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類
- （個人型年金運用指図者の申出）
- 第四十条 法第六十四条第一項の規定により個人型年金運用指図者とされた者は、個人型年金加入者の資格を喪失した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 個人型年金加入者の資格を喪失した年月日
- 三 個人型年金加入者の資格を喪失したこととなつた事由
- 四 法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによつて行うものとする。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 企業型年金加入者であつた者にあつては、次に掲げる事項
- イ 申出者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称
- ロ 個人型年金加入者等であつたことがある者であつて、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名
- （加入確認の通知等）
- 第四十一条 連合会は、第三十九条第一項若しくは前条第二項の申出書又は前条第一項の届出書を提出した者が個人型年金加入者等の資格を取得したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付しなければならない。
- 一 個人型年金規約の内容
- 二 当該者の氏名、性別、住所及び生年月日
- 三 当該者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関の名称及びその連絡先
- 四 当該者に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関の名称及びその連絡先
- 五 個人型年金加入者等の資格を取得した年月日
- 六 個人型年金加入者掛金の納付を開始する年月日
- 二 連合会は、第三十九条第一項又は前条第二項の申出書を提出した者が個人型年金加入者等となることができない者であるときは、その理由を記載した不該当通知書を当該者に交付しなければならない。
- （指定確定拠出年金運営管理機関の指定）
- 第四十二条 法第六十五条の規定による指定は、第三十九条第一項又は第四十条第二項の申出書に自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関の名称及びその登録番号を記載することによって行うものとする。
- 二 法第六十五条の規定による指定の変更は、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出することによつて行うものとする。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 變更前及び変更後の確定拠出年金運営管理機関の名称及びその登録番号
- （中小企業退職金共済契約等の被共済者）
- 第四十三条 個人型年金加入者は、第三十九条第二項第七号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき（第一号加入者となつた日前に当該資格を取得していった場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 二 資格の種別及び当該資格を取得し、又は喪失した年月日
 (退職所得控除額の控除を行った者の届出)
- 第四十四条** 個人型年金加入者（四十一歳以上の者に限る。）は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 退職手当等の種類
 - 二 退職手当等の支払を受けた年月日
 - 三 退職所得控除額
 - 四 勤続期間
- (第一号加入者の届出)
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 資格の種別の変更の年月日
 - 三 個人型年金加入者の掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者の掛金の額
 - 四 国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛け金の額付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあっては、その旨
 - 五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 - 六 第一号被保険者、第三号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
- 一 掛金納付の方法
 - 二 前号に掲げるものにほか、個人型年金規約で定める事項
 - 三 六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨
- 四 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
- 3 前二項の届出書には、第三十九条第二項第二号から第六号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 4 第二号加入者は、国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢に達した後においても、引き続き個人型年金加入者掛金を拠出ししようとするときは、個人型年金規約で定めるところにより、あらかじめ、その旨を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 5 前項の届出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。
- (個人型年金加入者の資格喪失の届出)
- 第四十六条** 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したときは（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 個人型年金加入者の資格を喪失することとなつた事由
 - 三 個人型年金加入者の氏名変更の届出等）
- 第四十七条** 個人型年金加入者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 氏名（氏名の変更にあっては、変更前及び変更後の氏名）、性別、住所（住所の変更にあっては、変更前及び変更後の住所）、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 氏名又は住所の変更の年月日
- (個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)
- 第四十八条** 第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は

- 同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 資格の種別の変更の年月日
 - 三 個人型年金加入者の掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者の掛金の額
 - 四 国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛け金の額付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあっては、その旨
 - 五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 - 六 第一号被保険者、第三号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
- 一 掛金納付の方法
 - 二 前号に掲げるものにほか、個人型年金規約で定める事項
 - 三 六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨
- 四 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
- 3 第一号被保険者、第二号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 前項第一号から第五号までに掲げる事項
- 一 六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨
 - 二 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
- 4 第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 第一项第一号から第五号までに掲げる事項
- 一 六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨
 - 二 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
- 5 第二項の届出書（同項第一号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (個人型年金加入者の付加保険料納付の届出等)
- 第四十九条** 個人型年金加入者は、付加保険料を納付しようとする者又は付加保険料を納付することを終了しようとする者として機構に申し出たときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 付加保険料を納付しようとする者又は付加保険料を納付することを終了しようとする者として機構に申し出たときは、その年月日
- 第五十条 削除**
- (個人型年金運用指図者の申出)
- 第五十二条** 法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者が行うものに限る。）は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出することによつて行うものとする。
- 一 第一号被保険者である個人型年金運用指図者
 - 二 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 三 個人型年金加入者となるうとする年月日

ハ 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
 ニ 付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあつては、その旨
 ホ 抱出期間の個人型年金加入者掛金の額
 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 二 第二号被保險者である個人型年金運用指図者
 イ 前号イ、ロ及びホに掲げる事項
 ロ 掛金納付の方法
 ニ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨
 ハ イからハまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 三 第三号被保險者である個人型年金運用指図者
 イ 第一号イ、ロ及びホに掲げる事項
 ロ 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保險者である個人型年金運用指図者
 ハ イに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 四 第一号イからホまでに掲げる事項
 ロ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨
 ハ イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
 五 前項の申出書（同項第二号に係るものに限る）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 六 （退職所得控除額の控除を行つた者の届出）

第五十三条 個人型年金運用指図者（四十一歳以上の者に限る）は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 退職手当等の種類
 二 退職手当等の支払を受けた年月日
 三 退職所得控除額
 四 勤続期間
 （個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等）

第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、住所（住所の変更にあつては、変更前及び変更後の住所）、生年月日及び基礎年金番号
 二 氏名又は住所の変更の年月日
 （個人型年金加入者等原簿）

第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人型年金加入者の性別、生年月日及び基礎年金番号
 二 個人型年金加入者の厚生年金保険又は国民年金の被保險者資格の種別
 三 個人型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は個人型年金運用指図者の資格の取得及
 ピ 費失の年月日
 四 個人型年金加入者が国民年金基金の加入員である場合にあつては、その旨及び資格の取得及
 ピ 費失の年月日
 五 個人型年金加入者が付加保険料を納付する者となることを機構に申し出た者であるときは、
 そ の旨及び納付を開始し、又は終了した年月日
 六 企業型年金加入者であつた者（個人型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産が
 ある者に限る）の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入
 者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日
 七 個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する事項（掛け金納付の方法を含む。）

八 第七十一条第四項の規定により提供された記録の内容
 二 連合会は、個人型年金加入者等に関する原簿（以下この条において「個人型年金加入者等原簿」という。）については、個人型年金加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによつて保存を行うものとする。
 三 個人型年金加入者等原簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて法第六十七条第一項の書類の備置きに代えることができる。この場合において、連合会は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。
 4 （個人型年金加入者等原簿）

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 個人型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号
 二 個人型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は個人型年金運用指図者の資格の取得及
 ピ 喪失の年月日
 三 法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにそれらの資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項
 四 過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者掛け金及び中小事業主掛け金の額並びにこれらの総額の実績並びに中小事業主掛け金を拠出した者の名称
 五 個人型年金加入者等が行った運用の指図の内容（運用の指図の変更の内容を含む。）及び当該運用の指図を行つた年月日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた年月日）
 六 法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替え準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされたことがあるときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行つたものとみなされた年月日
 七 法第七十三条において準用する法第二十七条第一項の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
 八 個人型年金運用指図者期間
 九 企業型年金加入者期間
 ハ 個人型年金加入者期間
 ニ 個人型年金運用指図者期間
 ホ イからニまでに掲げる期間以外の期間
 ハ イ個人型年金加入者等が受給権者となつたとき又は個人型年金加入者等の遺族に死亡一時金が支給されたときは、給付（脱退一時金を含む。）の内容、支給の方法及び支給の実績（支給された年金又は一時金に係る徴収税額を含む。）
 九 法第七十三条において準用する法第四十一条第一項ただし書の規定により個人型年金加入者等が死亡一時金を受ける者を指定したときは、その指定した者の氏名、性別、住所、生年月日及び個人型年金加入者等との関係
 十 個人型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
 十一 法第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等又は残余財産の移換が行われたことがあるときは、脱退一時金相当額等又は残余財産

の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他の移換に関する事項

十一の二 法第七十四条の四第二項の規定により確定給付企業年金に個人別管理資産の移換を行つたことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行つた年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十二 個人型年金加入者等が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 個人型年金加入者等（四十歳以上の者に限る。）が退職手当等の支払を受けたことがあるとき（当該個人型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項

イ 退職手当等の種類

ロ 退職手当等の支払を受けた年月日

ハ 退職所得控除額

ニ 勤続期間

十四 第五十九条において準用する第二十二条の二第六項の規定により提供された記録の内容

十五 第七十一条第四項の規定により提供された記録の内容

二 個人型記録関連運営管理機関（個人型特定運営管理機関を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各個人型年金加入者等に係る個人型年金加入者等に関する帳簿（以下この条において「個人型年金加入者等帳簿」という。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一 個人型年金加入者等がその個人別管理資産を企業型年金に係る資産管理機関に移換した場合 移換先のその者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

二 個人型記録関連運営管理機関が他の個人型記録関連運営管理機関に記録関連業務を承継した場合 承継した確定拠出年金運営管理機関に前項各号に掲げた日から起算して十年を経過した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合 個人型年金加入者等に係る法第七十三条において準用する法第二十九条の給付を受ける権利が消滅した日から起算して十年を経過した日

4 前項の規定は、個人型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項について準用する。この場合において、前項中「行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）」とあるのは、「行つたものとみなされた日」と読み替えるものとする。

5 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等帳簿について、個人型年金加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによつて保存及び引渡しを行うことができるものとする。

6 個人型年金加入者等帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて法第六十七条第二項の書類の備置きに代えることができる。この場合において、個人型記録関連運営管理機関は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。（記録のみ有する者に係る記録の管理）

第五十六条の二 次に掲げる者であつて企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなつた者（法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一

条の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなった場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する事項の記録は、当該記録のみ有する者が、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一 企業型年金の企業型年金加入者等であった者

二 個人型年金の個人型年金加入者等であった者

三 連合会移換者

2 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、前項の規定により同項各号に掲げる者に係る第五条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項の記録が個人型記録関連運営管理機関で管理されることとなつたときは、その旨を当該記録のみ有する者に通知しなければならない。

3 第一項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を連合会又は個人型記録関連運営管理機関に提出するものとする。

一 第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行う場合 当該企業型年金を実施する事業主及び企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二 第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行う場合 個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨）

三 第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行う場合 連合会移換者である旨

4 第一項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関又は個人型特定運営管理機関は、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の指示があつたときは、速やかに、当該資格を取得した者の第十五条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

5 連合会は、第一項の記録の管理に関する事項について、個人型年金の個人型年金加入者等に説明しなければならない。

6 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、第四項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。（中小事業主掛金の拠出の対象となる者の同意）

第五十六条の四 法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合には、その拠出の対象とすることについて、あらかじめその拠出の対象とする者の同意を得なければならない。

(個人型年金加入者への中小事業主掛金に係る通知)

四 変更年月日

第五十六条の五 中小事業主は、その使用する第号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

二 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

二 前項の場合において、法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更した場合又は前項第三号に規定する場合にあっては、同項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一 中小事業主掛金の額の変更年月日

一 法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、様式第十三号により作成した書類

二 変更前及び変更後のその拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

二 前項第三号に規定する場合にあっては、様式第十二号により作成した書類

三 中小事業主掛金の額を変更した理由

三 前条第二項第四号に掲げる書類

三 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金を拠出しないこととなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

四 前項の場合において、法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、中小事業主掛金を拠出しないこととなつたときは、遅滞なく、その名称、住所及び中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日

一 様式第十四号により作成した書類

二 中小事業主掛金を拠出しないこととなつた理由

二 前条第二項第四号に掲げる書類

三 中小事業主掛金の額

三 前二号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個人型年金規約で定める書類

三 中小事業主掛金の拠出期間の中小事業主掛金の額

三 前二号の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、連合会を経由して提出することができる。

四 中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合にあっては、その拠出の対象となる者の範囲

一 様式第十号により作成した書類

一 中小事業主掛金の拠出を開始する年月

一 様式第十四号により作成した書類

二 その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 前二号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個人型年金規約で定める書類

三 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

三 前二号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個人型年金規約で定める書類

四 中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合にあっては、その拠出の対象となる者の範囲

一 前二号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個人型年金規約で定める書類

五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

一 前二号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個人型年金規約で定める書類

一 中小事業主掛金を拠出するときの、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一 中小事業主掛金を拠出するときの、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

二 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

二 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

三 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

三 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

四 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

四 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

五 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

五 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

六 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

六 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

七 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

七 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

八 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

八 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

九 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

九 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十一 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十一 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十二 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十二 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十三 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十三 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十四 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十四 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十五 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

十五 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

(準用規定)

第五十九条 前章第四節（第十九条の二及び第二十二条の二第一項（第二号から第四号までに係る部分に限る。）を除く。）の規定は個人型年金加入者の個人別管理資産の運用について、同章第五節（第二十二条の二第三項及び第四項を除く。）の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第十九条の三第一項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「運用の方法（令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはヲに掲げるものを除き。）」とあるのは「運用の方法（二）と「に係る」とあるのは「を選定した理由及び当該運用の方法に係る」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型運用年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関

第五十九条の二 法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに
いて読み替えて準用する法第二十五条の二第一項第一号の厚生労働省令
七条第一項第二号に掲げる事務とする。

第六十条 法第七十三条において準用する法第四十三条第三項第二号の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示させること。

二 運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること。

三 個人型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと又は行わないことを勧めること。

四 個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会又は個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。

五 個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理業務を行なう確定拠出年金運営管理機関として特定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること。

六 個人型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。

(個人型年金加入者を使用する企業への書類の提出の請求)

第六十一条 連合会は、厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて法第六十二条第一項の規定による申出(同項第二号に係るものに限る。)をしたときは、当該厚生年金適用事業所の事業主に対し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(企業型年金加入者に関する情報の提供)

一 厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所並びに連絡先

二 当該申出をした者が法第七十条第二項の規定による納付をするときは、当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印

一 基礎年金番号、性別及び生年月日

二 実施事業所の名称

三 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況

四 令第十一条第一号に規定する他制度加入者への該当の有無

五 令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者の該当の有無

六 前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するため必要な情報

七 事業主は、法第七条第一項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連運営管理機関、企業年金連合会の順に経由して行うものとする。

八 第一項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。

(法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金規則等の適用)

第六十二条 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)第六十三条第一項の表第十四条(第二項第三号を除く。)から第二十四条まで

の項中「連合会が支給する年金及び一時金」とあるのは「連合会が支給する年金及び一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。）」と、同条第二項の表第四十七条の項中「評議員会」とあるのは「確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第七十五条に規定する個人型年金規約策定委員会」とする。

法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金及び国民年金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）第八条第二項第六号中「その他」とあるのは「法、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（二）の法律に基づく命令を含む。」と、第二十条の表第二条第一項の項中「事業経理及び業務経理」とあるのは「事業経理、業務経理及び確定拠出年金事業経理」と、同表第二条第二項の項中欄中「業務経理は」とあるのは「業務経理は、その他の取引を経理」と、同項下欄中「業務経理は、」とあるのは「業務経理は、その他の取引（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第三項に規定する個人型年金の事業に係る取引を除く。）を経理するものとし、確定拠出年金事業経理は、個人型年金の事業に係る取引を経理」と、同表第四条第二項の項中「又は業務経理」とあるのは「業務経理又は確定拠出年金事業経理」と、同表第十八条の項中「又は業務経理」とあるのは「業務経理又は確定拠出年金事業経理」とする。

法第七十七条第一項又は法第八条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第二条第一項中「及び業務経理」とあるのは「業務経理、確定拠出年金事業経理及び確定拠出年金運営管理業務経理」と、同条第二項中「その他の取引を経理」とあるのは「その他の取引（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十一条各号に掲げる事務及び同法第二条第七項に規定する運営管理業務に係る取引を除く。）を経理し、確定拠出年金事務経理は、確定拠出年金法第六十一条各号に掲げる事務に係る取引を経理し、確定拠出年金運営管理業務経理は、運営管理業務に係る取引を経理」と、第四条第一項及び第十八条中「業務経理」とあるのは「業務経理、確定拠出年金事務経理又は確定拠出年金運営管理業務経理」とする。

第三章 個人別管理資産の移換

（企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十三条 法第八十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により個人別管理資産の移換を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲

企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。

一 法第八十条第一項第一号に掲げる者が同項の規定による申出を行う場合 乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関等の名称及び住所）

二 法第八十条第一項第二号に掲げる者が同項の規定による申出を行う場合 個人型年金の個人の旨

三 第一項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び連合会は、乙企業型年金の個人型記録関連運営管理機関等の指示が

企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3 第一項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の個人型記録関連運営管理機関等又は個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の指示があつたときは、速やかに、当該資格を取得した者の第五十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

第六十三条の二 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」といいう。）に係る記録関連運営業務を行なう企業型記録関連運営管理機関等は、当該資格喪失者が資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月が経過した後速やかに、当該企業型記録関連運営管

理機関等以外の企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関に対し、当該資格喪失者が別の企業型年金の企業型年金加入者であつた者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定により情報の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

3 前項の規定により第一項の資格喪失者が別の企業型年金（以下この条において「甲企業型年金」という。）の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者であることが判明した場合にあつては、当該資格喪失者が資格を喪失した企業型年金（以下この条において「乙企業型年金」という。）の資産管理機関は、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づき、速やかに、法第八十条第三項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行なうものとする。

4 前項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示があつたときは、速やかに、第一項の資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

3 前項の規定により返還資産額の返還を行なう場合の移換の手続等）

第六十三条の三 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（以下この条において「企業型資格取得者」という。）があるときは、企業型資格取得者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日までに、個人型年金の個人型特定運営管理機関に對し、企業型資格取得者が連合会移換者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定により情報の提供を求められた個人型特定運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行なうものとする。

3 前項の規定により個人型資格取得者が連合会移換者であることが判明した場合にあつては、連合会は、速やかに、法第八十条第三項の規定による個人別管理資産の移換を行なうものとする。

4 前項の規定により個人型資格取得者が連合会移換者は、その旨を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 前二項に規定する場合においては、個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があつたときは、速やかに、第一項の企業型資格取得者の第五十六条第一項各号に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

（個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十四条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号

二 当該移換の申出と同時に法第六十二条第一項又は第六十四条第二項の規定による申出をするときは、その旨

三 法附則第三条第一項の請求を行うときは、その旨

2 法第八十二条第一項に規定する場合においては、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理

3 第一項の場合（令第六十条第六項の規定により当該申出をした場合を除く。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があつたときは、速やかに、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換

の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4 第一項の場合（令第六十条第六項の規定により当該申出をした場合に限る。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、連合会の指示があつたときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運営管理機関に通知するものとする。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等が第六十六条第二項の規定により当該申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

（資格喪失者が個人型年金加入者等である場合の個人別管理資産の移換の手続等）

第六十五条 資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等は、資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過した後速やかに、個人型記録関連運営管理機関に対し、当該資格喪失者が個人型年金の個人型年加入者等の資格を有する者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定により情報の提供を求められた個人型記録関連運営管理機関は、当該情報の提供を行ふものとする。

3 前項の規定により第一項の資格喪失者が個人型年金加入者等の資格を有する者であることが判明した場合にあつては、同項の資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、当該企業型年金の資産管理機関は、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

4 前項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、個人型記録関連運営管理機関の指示があつたときは、速やかに、第一項の資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を当該個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

（法第八十三条第一項の規定による資格喪失者に係る個人別管理資産の移換の手続等）

第六十六条 資格喪失者が企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお法第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条、第八十二条若しくは第八十三条（前条の規定による個人別管理資産の移換が行われる場合に限る。）又は中小企业退職金共済法第三十一条の三の規定により当該資格喪失者の個人別管理資産が移換されない場合にあつては、当該企業型年金の資産管理機関は、当該資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

2 企業型年金の企業型年金運用指団者は、個人型年金加入者、個人型年金運用指団者又は連合会があるときは、速やかに、当該資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型特定運営管理機関に通知するものとする。

（連合会移換者の方）連合会移換者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を個人型特定運営管理機関に提出するものとする。

一 氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、住所（住所の変更にあつては、変更前及び変更後の住所）、生年月日及び基礎年金番号

二 氏名又は住所の変更の年月日
(法第八十三条第三項の規定による公告)

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第六十六条の四 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、令第四十六条の二第二項の規定による説明を定期的に行うものとする。

2 連合会は、令第四十六条の二第三項の規定による説明を定期的に行うものとする。

（連合会が個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない者の対象外）

第六十六条の五 令第四十六条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 個人型年金に個人別管理資産がなくなった者

二 所在が明らかでない者

三 令第四十六条の二第三項の規定による説明を拒んだ者

（個人別管理資産の移換に係る行為に関する通則）

第六十七条 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関及び資産管理機関、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、法第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定による個人別管理資産の移換、法第八十四条の規定による返還資産額の返還並びに第六十三条第三項、第六十四条第三項及び第四項、第六十五条第四項並びに第六十六条第二項の規定による通知を行ふため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行ふものとする。

第四章 雜則

（資料の提供）

第六十八条 法第一百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一 厚生年金保険又は国民年金の被保険者の資格に関する資料

二 第一号被保険者である個人型年金加入者等に係る国民年金法第八十七条の保険料及び付加保険料の納付に関する資料

三 令第三十四条の三各号に掲げる給付に関する資料

四 国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する資料（第三号に掲げる資料を除く。）

（死亡の届出）

第六十九条 法第一百三十条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会（企業型年金運用指団者であつて当該企業型年金に個人別管理資産があるものが死亡した場合にあつては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等）に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日
二 基礎年金番号
三 死亡年月日

2 前項の届出書には、企業型年金運用指団者、個人型年金加入者、個人型年金運用指団者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の死亡についての証明書を添付しなければならない。

3 企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が法第八十条から第八十三条までの規定により移換されなかつたもの（当該企業型年金の企業型年金運用指団者を除く。以下この項において「移換待機者」という。）が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に届け出なければならない。この場合において、移換待機者の死亡の届出については、前二項の規定を準用する。

（脱退一時金の支給の請求等）

第六十九条の二 法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第六十六条の三 法第八十三条第三項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用による説明を定期的に行うものとする。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第六十六条の四 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、令第四十六条の二第二項の規定による説明を定期的に行うものとする。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第六十六条の四 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、令第四十六条の二第二項の規定による説明を定期的に行うものとする。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第六十六条の四 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、令第四十六条の二第二項の規定による説明を定期的に行うものとする。

二 法附則第二条の二第一項第二号に該当しない企業型年金加入者であつた者が、同条の規定による脱退一時金の支給の請求をする場合にあつては、法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

三 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る）、第四号（過去に拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に係る部分に限る）、第七号、第八号（障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る）に掲げた事項並びに令第五十九条第一項又は第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る）、第七号、第八号（障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る）に掲げた事項並びに令第五十九条第一項又は第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

三 法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

二 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に係る市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類

二 法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る）、第四号（過去に拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に係る部分に限る）、第七号、第八号（障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る）に掲げた事項並びに令第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る）、第七号、第八号（障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る）に掲げた事項並びに令第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

三 法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

二 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

一

二

三

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に係る市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類

二 法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

三

4 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、二以上の個人別管理資産を有する者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「個人型年金運用指図者期間」（これらの期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）とする。

5 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、二以上の個人別管理資産を有する者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「個人型年金運用指図者期間」（これらの期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）とする。

6 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、二以上の個人別管理資産を有する者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「個人型年金運用指図者期間」（これらの期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）とする。

5 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者は、法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者に係る法附則第三条第五項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）」とする。

6 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者は、法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第三条第五項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条の二第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）」とする。

5 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者は、法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第三条第五項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条の二第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）」とする。

6 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者は、法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第三条第五項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条の二第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）」とする。

第七十条 法附則第三条の規定による脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

(権限の委任)

第七十一条 法第一百四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七号、第十号及び第十一号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項に規定する権限

二 法第五条第一項に規定する権限

三 法第六条第一項に規定する権限

四 法第四十六条第一項に規定する権限

五 法第四十七条に規定する権限

六 法第五十条に規定する権限 (第二十七条第一項の報告書の提出に係る権限を除く。)

七 法第五十一条第一項に規定する権限

八 法第五十二条第一項に規定する権限

九 法第六十八条の二第六項及び第七項に規定する権限

十 法第七十八条第二項に規定する権限

十一 法第八十七条に規定する権限 (事業主に係るものに限る。)

十二 令第十条第三号に規定する権限

十三 法第一百四条第四項及び令第五十七条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が権限を自ら行うことを妨げない。

(管轄)

第七十二条 前条の規定により委任された地方厚生局長及び地方厚生支局長（以下この条において「地方厚生局長等」という。）の権限は、企業型年金を実施する又は実施しようとする事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が同一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。ただし、当該地方厚生局長等以外の地方厚生局長等が前条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる権限を行なうことを妨げない。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

(適格退職年金契約に関する特例)

第二条 第十条の規定による事業主の通知は、平成二十四年三月三十一日までの間、同条第一項各号に掲げる事項のほか、各企業型年金加入者が法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等（以下この条において「受益者等」という。）に該当する場合におけるその旨及びその資格を取得した年月日とする。

2 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、平成二十四年三月三十一日までの間、第

三十一条第一項各号に掲げる期間のほか、令附則第二条第三項の資産の移換を受ける場合において

は、適格退職年金契約に係る受益者等であつた期間（当該適格退職年金契約の給付の額の算定期間に掲げる当該適格退職年金の受益者等となる期間として算入する期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、第三十条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項各号に掲げる期間を除く。）とする。この場合において、同条第一項第三号中「前二号に掲げる期間」とあるのは、「前二号に掲げる期間及び附則第二条第二項の期間」とする。

3 第七十一条第一項の請求書に添付する書類は、平成二十四年三月三十一日までの間、同条第二項

に掲げる書類のほか、申出者が第二号被保險者である場合における申出者が適格退職年金契約に係る受益者等の資格を有していることについての申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書とする。

1 (施行期日)

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月五日厚生労働省令第二二号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日厚生労働省令第一〇〇号)

この省令は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則 (平成一六年八月一四日厚生労働省令第一二一号)

この省令は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十月一日）から施行し、第一条の規定による改正後の厚生年金基金規則第三十三条の十一から第三十二条の十四までの規定は、平成十七年四月一日以後の免除保険料率を決定するに当たり行わる代行保険料率の算定から適用する。

附 則 (平成一六年一二月二八日厚生労働省令第一八三号)

この省令は、信託業法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日厚生労働省令第一八六号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月一九日厚生労働省令第九七号)

この省令は、国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成十六年改正法」という。）の施行の日前に厚生年金基金連合会に移換された年金給付等積立金に関する経過措置

第一条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号。以下「旧法」という。）第一百六十条の二第二項又は第一百六十二条の三第五項の規定により厚生年金基金連合会（旧法第一百四十九条第一項の厚生年金基金連合会をいう。以下同じ。）に脱退・時金相当額又は残余財産が交付された者（以下この条において「既交付者」という。）が平成十六年改正法第九条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において「新法」という。）第一百六十五条第五項の規定による附則第一条第二号の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年五月一九日厚生労働省令第九七号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。

いう。) 第百六十条の「第二項の規定により旧法第百四十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した基金又は旧法第百六十二条の三第一項の解散した基金の加入員であつた期間」と読み替えるものとする。

積立金に係る新基金規則第七十二条の四の四第一項第三号及び第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則（以下「新確定拠出年金法施行規則」という。）第三十条第二項第二号の規定の適用については、所定金額見付第二条の四第二項第三号「算定基準期間等の開設日

定の適用について、新基金規則第七十二条の四の四第二項第三号中「算定期間等の開始日及び終了日」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)」第九条の規定による改正前の法(以下「旧法」という)。第一百六十条の二第二項の規定により旧法第百四十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した基金又は旧法第百六十二条の三第一項の解散した基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日」と、新確定拠出年金法施行規則第三十条第二項第二号中「同法第一百六十条の二第二項の規定により企業年金連合会に交付された厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は同法第一百六十一条第一項の解散した厚生年金基金の加入員であった期間」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)」第九条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧法」という)。第一百六十条の二第二項の規定により旧法第百四十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した厚生年金基金又は旧法第百六十二条の三第一項の解散した厚生年金基金の加入員であった期間」と読み替えるものとする。

第三条 施行日前に厚生年金基金連合会に移管された積立金に関する改正前置
（施行日前に厚生年金基金連合会に移管された積立金に関する改正前置）
施行日前の厚生年金基金連合会による改正前置（以下「旧
施行日前の厚生年金基金連合会による改正前置」とい
う。）は、付則第一項第二項の規定による適用（以下「新
規則」といふ。）に付則第一項第一項の規定による適用（以下「旧
規則」といふ。）と並んで適用する。（新規則による適用の場合は、新規則による適用の範
囲を除く。）

行規則第三百三十九条第一項第三号中「算定基礎期間等」とあるのは、「厚生年金基金等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金基金等（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「旧法」という。）第一百六十条の二第二項の規定により旧法第一百四十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した確定給付企業年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第一百六十二条の三第四項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」と読み替えるものとする。

既支付者が新法第一百七十七条の三第一項の規定による申出をした場合にあっては、積立金に係る新確定給付企業年金法施行規則第一百四十条第一項第四号及び新確定拠出年金法施行規則第三十条第二項第三号の規定の適用については、新確定給付企業年金法施行規則第一百四十条第一項第四号中「算定基礎期間等の開始日及び終了日」とあるのは、「厚生年金基金等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金基金等（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「旧法」という。）第一百六十条の二第二項の規定により旧法第一百四十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した確定給付企業年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第二百六十二条の三第四項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」と読み替えるものとする。

（施行期日）

附 則 （平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号）抄

（施行期日）

附 則 （平成一九年三月二七日厚生労働省令第五一号）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

規定により旧法第百四十九条第一項の厚生年金基金連合会に賄選一時金相当額を交付した確定給付企業年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第百六十二条の三第四項の」と読み替えるものとする。

既交付者が新法第一百五十五条の五第一項の規定による申出をした場合にあつては、積立金に係る新施行令第八十八条の三第一項第二号及び新確定給付企業年金法施行規則第一百三十九条第一項第三号の規定について、新施行令第八十八条の三第一項第二号中「法第九十一条の二第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」とあり、及び新確定給付企業年金法施

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年九月三〇日厚生労働省令第一六四号)

この省令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 (令和二年一一月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年一一月二八日厚生労働省令第二一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二八日厚生労働省令第二一三号)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一三日厚生労働省令第一〇八号)

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和三年七月二八日厚生労働省令第一一七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年三月一日から施行する。ただし、第二十条の二の改正規定は、公布の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則第二十七条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年九月二七日厚生労働省令第一一七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定 令和四年五月一日
- 二 第四条及び第七条の規定 令和四年十月一日

(企業型記録関連運営管理機関への通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則の規定（第十三条第三項の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において同項に規定する退職手当等とみなす一時金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に支払を受けるべき退職手当等については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則第十三条第三項の規定は、施行日以後に支給を受けるべき小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第九条第一項に規定する共済金又は同法第十二条第一項に規定する解約手当金（以下「共済金等」という。）について適用し、施行日前に支給を受けるべき共済金等については、なお従前の例による。
(様式に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年一月二一日厚生労働省令第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和六年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条及び附則第三条第一項の規定 令和四年十月一日

(様式に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則第八号は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月六日厚生労働省令第一二九号)

この省令は、国民年金基金令等の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二七日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一月二九日厚生労働省令第二〇号)

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中確定拠出年金法施行規則第十四条第二項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

様式第一号(第三条第一項第一号関係)

年 月 日

(事業主名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の実施に同意し、あわせて、企業型年金規約
の作成及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号等厚生年
金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業
主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場
合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は
地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第二号(第六条第一項第一号関係)

年 月 日

(事業主名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生(支)局長に対する
承認の申請に同意します。

(A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号等厚生年
金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二
以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあつ
ては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支
局長の名称を記載するものとする。

様式第三号(第七条第一項関係)

年 月 日

(事業主名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生(支)局長に対する
届出に同意します。

(A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号等厚生年金
被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(二以上の
厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の
代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を
記載するものとする。

様式第四号(第二十五条関係)

年 月 日

(事業者名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の終了及び 厚生(支)局長に対する承認
の申請に同意します。

(A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号等厚生年金
被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(二以上の
厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の
代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を
記載するものとする。

様式第五号(第三条第一項第二号、第六条第一項第一号、第七条第一項及び第二十五条関係)

労働組合の現況について 年 月 日現在の標記状況は以下の通りです。 1. 厚生年金適用事業所名 2. 労働組合の名称 3. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の数 4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 厚生(支)局長 殿
厚生年金適用事業所名 所在地 事業主名 住所

(A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第六号(第三条第一項第二号、第六条第一項第一号、第七条第一項及び第二十五条関係)

証明書 下記の者が当厚生年金適用事業所の第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者として、正当に選出された者であることを証明します。 記 1. 所属 2. 役職 3. 氏名 4. 住所 5. 選出方法 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 厚生(支)局長 殿
厚生年金適用事業所名 所在地 事業主名 住所

(A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第八号(第二十七条第二項関係)

年月日	
厚生（支）局長 厚生年金適用事業所の名称 番号を記入 厚生年金適用事業所の名称 番号を記入 事業主名 住所	
企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書	
確定提出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。	

(A列4番)

(備考)
 1、「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
 2、「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合においては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
(事業年度) 年月日から 年月日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金適用指図者数 合計	名(男) 名(男) 名(男)	名、女 名、女 名、女	名 名 名
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金適用指図者数 合計	名(男) 名(男) 名(男)	名、女 名、女 名、女	名 名 名
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金適用指図者数 合計	名(男) 名(男) 名(男)	名、女 名、女 名、女	名 名 名
④法第2条第7項第2号に掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金適用指図者数 合計	名(男) 名(男) 名(男)	名、女 名、女 名、女	名 名 名

(備考)
 1. ①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
 2. ③は、事業年度中に給付を受ける権利の認定を行った者の総数を記載すること。

2. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況

	拝金額区分	拝金額	
		拝金額	平均拝金額
男	事業主 拝金額	円	円
	企業型年金加入者拝金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主 拝金額	円	円
	企業型年金加入者拝金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主 拝金額	円	円
	企業型年金加入者拝金額	円	円
	合計	円	円

(備考)
 1、「拝金額」は、直近の12月～1日の期間分として算出される拝金額を記載すること。
 2、「平均拝金額」については、「拝金額」を事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者たちも、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものと記載すること。

3. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を相当する企業型年金加入者等による運用の状況						
運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産 総額	運用の方 法の種類	元本確保の 運用の方法	株券等	
企業型年金加入者数	人 人 人	円 円 円				
企業型年金運用指図者数 合計	人	円				
企業型年金加入者数	人 人 人	円 円 円				
企業型年金運用指図者数 合計	人	円				
合計	人 人 人	円 円 円	-	-	-	

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 「運用の指図者の性別」は、性別別に「未指図」を記載し、「運用の方法の種類」、 「元本確保の運用の方法」及び「株券等」(印)欄(一)とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であつて令第15条第2項に掲げる5種の方法を要する場合に該当する場合は○印を記載すること。
一、「定期預金の預り金の預け入れ又は受け取りの方法」
二、「定期預金の預り金の預け入れ又は受け取りの方法」
三、令第15条第1項の表の2の項目からまでに掲げる運用の方法
6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 納付の状況		事業年度末の受給者数(うち本年度 の新規受給者数)	支給総額(うち新規受給者への支給 額)
老齢給付金	年 金 (一時金との 併給を除く)	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	円 () 円 () 円 () 円 ()
	一時金 (年金との併 給を除く)	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	円 () 円 () 円 () 円 ()
	年金と一時金 の併給	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	年 金 一時金 年 金 一時金 年 金 一時金 円 () 円 () 円 () 円 () 円 () 円 ()
障害給付金	年 金 (一時金との 併給を除く)	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	円 () 円 () 円 ()
	一時金 (年金との併 給を除く)	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	円 () 円 () 円 ()
	年金と一時金 の併給	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	年 金 一時金 年 金 一時金 年 金 一時金 円 () 円 () 円 () 円 () 円 () 円 ()
死亡一時金	死 亡 一 時 金	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	円 () 円 () 円 ()
	観 退 一 時 金	男 女 計 人 () 人 () 人 ()	円 () 円 () 円 ()
計		男 女 計 人 () 人 () 人 ()	円 () 円 () 円 ()

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の実施状況)
5. 事業主が法第2条第7項第1号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指
図の内容についての資産管理機関への通知

資産管理機関への通知			
企業型年金加入者	男女	件	件
	計	件	件
企業型年金運用指図者	男女	件	件
	計	件	件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の実施状況)
6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の対象の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
男女	男女	男女	男女
計	計	計	計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)
7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等による運用の方法の
選定及び提示の状況

運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数	第4号施行日時点 の運用の方法の数

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)
7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等による運用の方法の
選定及び提示の状況

運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数	第4号施行日時点 の運用の方法の数

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)
7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等による運用の方法の
選定及び提示の状況

3. 加入者等による運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示して
いるもの運用方法ごとに記載すること。

4. 加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号
運用方法数」、「第2号運用方法数」、「第3号運用方法数」異なることになった場合は、
変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。

5. 「第4号施行日時点の運用の方法の数」については、平成30年5月1日時点の運用の方法の
数を記載すること。

6. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要は
ない。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用
の方法に係る情報提供の内容

運用の方法 の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その
冒頭に「指定」を記載すること。

3. 「運用の方法の概要」は、報告書等に記載する第1項の表の左欄に掲げる区分に応じて記載すること。

4. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者
等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。

5. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った
回数を記載すること。

9. 指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②該当指定運用方法の名称	
③該当指定運用方法の運用の方法の種類	
④該当指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人 数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理費 の平均額	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。

2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。

3. ②は、指定運用方法の名称で選定された運用商品名を記載すること。

4. ③は、該当する場合に○印を記載すること。

5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確実性提出年金運営管理機関は、当該事業年度内
に指定運用方法を選択又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載し
た書面を17の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏ま
え、令第6条第8項の協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内
容を記載すること。

10. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A実施事業所	
B実施事業所	
C実施事業所	

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

11. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②③のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が連合会に移換された者の数	人

(備考)

- (1)死亡又は運用担当者資格取得による加入者資格喪失者、及び
(2)企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した入者であつて、
同日の翌日が勤する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
の内、(1)の(1)と同様に(2)とし、事業年度末の1年6ヶ月前から起算して1年内に資格喪失
した人数について記載すること。
(例)事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型年金用関連運営管理機関等名	件 数	移 振 金 額
	人	円

(備考)

当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管

理機関に限る。）へ移換された者への通知第2項の規定による通知の実績を記載すること。

13. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人數の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人數計
	~19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
~ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人數計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人數計
	~19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
~ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人數計							

(備考)

- 1.直近の11月末の状況について記載すること。

- 2.「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

14. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人數計
	~19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
~ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人數計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人數計
	~19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
~ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人數計							

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
 2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

15. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人數計
	~19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人數計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人數計
	~19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～13,750円							
人數計							

（備考）

1. 企業型年金加入者が掛金を提出できることとしている場合に限り記載すること。
 2. 直近の11月末の状況について記載すること。
 3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

(1)他制度加入者以外の者(合第11条第1号に該当する者)

掛金額区分(平均月額)	加入者掛金						
	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							

(2)他制度加入者である者(合第11条第2号に該当する者)

掛金額区分(平均月額)	加入者掛金			
	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～13,750円
～5,000円				
5,001円～10,000円				
10,001円～15,000円				
15,001円～20,000円				
20,001円～25,000円				
25,001円～27,500円				

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を提出できることとしている場合に限り記載すること。

2. 直近の11月末の状況について記載すること。

3. 「平均月額」は、直近の12月～1月の期間分として提出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

17. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
⋮					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
⋮					

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他の (自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
⋮							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
⋮							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

様式第九号(第二十八条関係)

表面

<p>第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせざり、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>確定拠出年金・企業型年金実施事業主検査証</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-top: 10px;"></div> <p>写</p> <p>真</p>
官職又は職名 氏名 (年月日生)	

裏面

<p>第 号 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-top: 10px;"></div> <p>厚生労働大臣、 地方厚生局長 又は地方厚生 支局長印</p>	<p>確定拠出年金法(抄)</p> <p>第五十一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定によって質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---	---

備考 この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。

様式第十号(第五十六条の六第二項第一号、第三項関係)

中小事業主の資格に関する現況について

年 月 日現在の標記状況は以下のとおりです。

<p>1. 厚生年金適用事業所名 2. 事業主名 3. 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況 4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数 5. 当該事業主が複数の厚生年金適用事業所で第一号厚生年金被保険者を使用する場合にあっては、その全休の第一号厚生年金被保険者の総数</p>	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 厚生(文)局長 殿 国民年金基金連合会理事長</p> <p>厚生年金適用事業所名 所在地 事業主名 住所</p>
---	---

(A列4番)

(備考)

- 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第68条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。
- 「厚生(文)局長」は、厚生年金適用事業所の事業主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第十一号(第五十六条の六第二項第二号関係)

年 月 日

(事業主名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金を拠出すること及び中小事業主掛金の額の決定に同意します。

(A列4番)

(備考)

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第68条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

様式第十二号(第五十六条の六第二項第三号関係)

年 月 日

(事業主名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金の拠出の対象となる者の資格を定める
ことに同意します。

(A列4番)

(備考)

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第68条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

様式第十三号(第五十六条の七第二項第一号関係)

年 月 日

(事業主名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金の額の変更に同意します。

(A列4番)

(備考)

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第68条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

様式第十四号(第五十六条の七第三項第一号関係)

年 月 日

(事業主名)殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金を拠出しないこととすることに同意します。

(A列4番)

(備考)

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第68条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

様式第十五号(第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係)

労働組合の現況について		
年 月 日現在の標記状況は以下のとおりです。		
1. 厚生年金適用事業所名 2. 労働組合の名称 3. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数 4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日		
厚生(支)局長 殿 国民年金基金連合会理事長 殿		
厚生年金適用事業所名 所在地 事業主名 住所		

(A列4番)

(備考)

- 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第68条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。
- 「厚生(支)局長」は、厚生年金適用事業所の事業主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第十六号(第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係)

証明書		
下記の者が当厚生年金適用事業所の第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者として、正当に選出された者であることを証明します。		
1. 所属 2. 役職 3. 氏名 4. 住所 5. 選出方法		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日		
厚生(支)局長 殿 国民年金基金連合会理事長 殿		
厚生年金適用事業所名 所在地 事業主名 住所		

(A列4番)

(備考)

- 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第68条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。
- 「厚生(支)局長」は、厚生年金適用事業所の事業主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。